
平成30年 第3回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第4日）

平成30年9月14日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成30年9月14日 午前9時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第61号 | 吉賀町土地開発公社の解散について |
| 日程第2 | 議案第62号 | 吉賀町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第63号 | 吉賀町真田グラウンド施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第64号 | 吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定について |
| 日程第5 | 議案第65号 | 吉賀町交流施設の指定管理者の指定について |
| 日程第6 | 議案第66号 | 吉賀町公園施設の指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第67号 | 吉賀町スポーツ公園の指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第68号 | 吉賀町真田グラウンドの指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第69号 | 吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第70号 | 吉賀町菌床しいたけ関連施設の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第71号 | 吉賀町地域食材供給施設及び吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第72号 | 吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第73号 | 吉賀町福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第74号 | 吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第75号 | 吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第76号 | 吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第77号 | 吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第78号 | 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第79号 | 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第80号 | 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第21 | 議案第81号 | 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第82号 | 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第23 | 議案第83号 | 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第24 | 議案第84号 | 平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第3号） |

日程第25 発議第4号 消費税率10%への増税中止を求める意見書（案）

日程第26 人権擁護委員の推薦の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第61号 吉賀町土地開発公社の解散について

日程第2 議案第62号 吉賀町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定について

日程第3 議案第63号 吉賀町真田グラウンド施設条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第64号 吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定について

日程第5 議案第65号 吉賀町交流施設の指定管理者の指定について

日程第6 議案第66号 吉賀町公園施設の指定管理者の指定について

日程第7 議案第67号 吉賀町スポーツ公園の指定管理者の指定について

日程第8 議案第68号 吉賀町真田グラウンドの指定管理者の指定について

日程第9 議案第69号 吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について

日程第10 議案第70号 吉賀町菌床しいたけ関連施設の指定管理者の指定について

日程第11 議案第71号 吉賀町地域食材供給施設及び吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について

日程第12 議案第72号 吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について

日程第13 議案第73号 吉賀町福祉センターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第74号 吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について

日程第15 議案第75号 吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定について

日程第16 議案第76号 吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第77号 吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定について

日程第18 議案第78号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第79号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第80号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第81号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第82号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第83号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第84号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）

日程第25 発議第4号 消費税率10%への増税中止を求める意見書（案）

日程第26 人権擁護委員の推薦の件について

出席議員（12名）

1 番 松蔭 茂君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 桑原 三平君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10 番 庭田 英明君
11 番 藤升 正夫君	12 番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君	出納室長	中林知代枝君

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第61号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第61号吉賀町土地開発公社の解散についてを議題とします。

本案については質疑が保留してあります。質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第61号吉賀町土地開発公社の解散についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第2. 議案第62号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第62号吉賀町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 先般、お伺いしたことのちょっと繰り返しになるかと思うんですが、確認のために。

水路が町うち、六日市も含めてずうっとこうかなり流れておるんですが、これ、もちろん農業用水に使われておる。そのほか、まあ、ごみ捨て場になって水路あるわけですが、その水路がこれによると一応農業用水路ということであつたんですが、管理は要するに青線、地元のもんということを知ったんですが、多くがちゃんと三面張にしたよりは昔のままの相当砂利が落ち込む。それをなかなか毎年田んぼを使う人もですが、今の水路がずうっと流れておるんで、それを掘り上げにゃいけん、そうせぬとだんだん浅くなつてごみも流れにくくなるんですが、そういうのはやっぱりこれには該当しないんですかね。やっぱり地元のもんが引き上げにゃいけんか。その辺の管理ですが、これはまあ農業用水ですが、あれも農業用水ではあるんです、生活用水でもあるんです。その水路は全然関係ないことですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

維持管理という問題ということでよろしゅうございますか。

○議員（１番 松蔭 茂君） まあ、そうですね。

○建設水道課長（早川 貢一君） 基本的に、青道、それから里道、赤道につきましては、地元で管理をしてもらうという大原則でございまして、町といたしましては、基本的には維持管理等の作業はいたしません。

今回、議員が質問されますように、町なかを通っているその水路について青道であるということ。それから、それが純然たる用水、農業用の水路ということになりますと、やはり地元の水利権者の方々ということになりましようけれども、やはり使っておられる地元の方、町の方もやはり対象になろうかと思ひまして、そういう方々がやはり管理をされることだろうというふうに考えております。

それから、今この条例をお願いしています国の事業でございすけども、維持管理等には使えませんので、防災減災の、まあ、維持管理に使えないという言い方変ですけども、老朽化した施設を復旧していく、直すというもの。それから新たに必要だから補強していくというような問題、そういったことについて対応するということでありまして、やはり今ある水路については、基本的には地元の方で管理をしていただくということが大原則になります。

以上でございます。蔭

○議長（安永 友行君） １番、松蔭議員。

○議員（１番 松蔭 茂君） それで、私言う田んぼの中の水路ではなしに、用水ですね今、あの辺からずうっとこの場合は、それが先ほど言いましたように土砂が崩れていく、それから皆さん、これはまあ町民課にもお願いのことだけど、とにかくごみを流す、すると簡単だから自分とこで出すよりは、ばあっと行ったらずうっと流れることになっておる。だからもうしょっちゅうごみが詰まる。下行くほどそうなる。それはまあええ。その水路が今言うように三面張ちゅうかコンクリートでちゃんとしていないとこもあるわけですよ。その場合は、また別の問題ですか。要するにそれを直す場合に、地元が直すちゅうのはなかなかできませんからね。それはまあ別問題で建設水道課をお願いしてやらにゃいけんということですかね。要するに、これは最初はならない、今水路を修理するとこ、ちょっとその辺はつきり。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

いろんなパターンがあろうかと思っています。つまりは、水路であるというだけの場合と、それから横に町道が走っているという場合もあります。町道が走っておりますと、これ兼用水路ということになりますので、言うてみれば、町道の敷地の水も流れるということになりますと、町の方ほうも絡んでまいります。そういった場合には、町道として側溝の管理という観点から整備を

していくという場合もございます。町なかのところも一部の部分ですけども手を入れようとしたこともありました、作業を加えようということもありましたが、まあ、石積みなのでさわってもらっては困るというような話もあったりもしまして、作業ができなかったというところもあります。そういう具合に、町道の横ですとそういった部分もございます。そういった部分がありますので。

それから、純然たる水路ということで、まあ、崩れそうだというのであれば、この事業が採択をされれば使えると思います。これはもう国と県のほうに問い合わせてみないとわかりません。

そういった部分がありますので、背景といいましょうか、かかわっているものによってそれぞれかわってまいりますので、大変申しわけありませんが、その都度ありましたら、建設水道課のほうにでもお問い合わせいただいて、それが何に大体区分されるかということがわかりましたら、どこが管理をされるべきですよというアドバイスもできますし、それではこちらがということも言えるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議員（１番 松蔭 茂君） はい、わかりました。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。１０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） これ、農業水利施設とうたっておりますけど、ちょっと先ほども具体的な例が出ましたが、例えば、用水ではなくて排水の溝とってください。そこに農業排水そして先ほど言いました道路の兼用の水路、町道の、それと山から出る水、それらを集めて排水路で処理しとるわけですけど、結構な雨が降ったときそこはあふれたという事例があるわけです。それでまあ、かさ上げなり排水路を拡張するというような要望が出た場合、この事業に該当できるのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

排水路につきましても、この事業は使えるというふうに考えております。ただしでございますが、先ほどもお答えさせていただきましたが、どういう背景があるかという問題、つまり道路、国道・県道等絡んでいる場合には、やはり島根県という部分もありますし、町道が絡んでおりますと町ということもございます。山からそれから道路からそれから農業用の排水、その周りの排水ということになりますと、やはり複雑に関係者が絡んでまいりますので、こうしたものについてということであると、やはり一定程度の整理が必要かというふうに考えます。やはり事業としては排水路系にも使えますけれども、やはり利益者といいましょうか、それが自治体等々が絡んでまいりますと、やはりそうしたところも重きを置いてまいりますので、事前の協議、整理が必要かというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第62号吉賀町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第63号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第63号吉賀町真田グラウンド施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 前回説明のときに聞き漏らしたかもわかりませんのでちょっと質問しますが、条例そのものじゃないんですが、照明が使用が9時までということにお聞きしておりますが、9時になると自動的に切れるのか、あるいは町民体育館なんかは一応、後片づけの時間ということで照明がほとんど切れて若干整備をする時間のために薄く照明がついておりますが、そういうようなことに関してはどうかということと。

もう一点、何度も聞いているかもわかりませんが、周辺の農家の照明に対する理解はもう十分に得ているということで理解してよろしいのでしょうか。その2点お伺いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 今考えておりますのは、9時で切れるように設定をしたいと思っております。

それと、周辺の住民の方の理解ということですが、教育委員会といたしましては、理解は得られているというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（３番 桜下 善博君） 先ほど町民体育館の例を申しましたが、９時になって自動的にぱたっと切れるとすると真っ暗になるわけです。若干あとの整備とか、例えば試合を９時までに設定した場合は９時に試合が終わって照明が切れる、それはいいんですが、あと片づける時間とか何とかが若干どのチームもあると思うんですが、それについてはもう９時になると自動的に切れて全く後片づけの時間もとれないというような、何か検討する余地はないんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 利用者の方をお願いをしたいのは、基本的には片づけを９時までに終わってもらいたいと。と言いますのが、御承知のようにあそこに住んでおられる方がおると、グラウンドの真横に。ということになりますと、また９時を過ぎても周辺に残っておられて、またその辺で話をされたり車の音もそうなんですけども、そういったこともあるので、御迷惑になるかと思います。

基本的には９時までに片づけて帰っていただきたいというふうに思っておりますけども、議員が言われるように全部ぱたっと切れて真っ暗になってしまうとやっぱりいろいろ問題もあろうかと思しますので、その辺はちょっと考慮はしたいと思っておりますけども、基本的に照明灯は９時に切れるようにしたいというふうに今考えております。

○議長（安永 友行君） ほかに。５番、中田議員。

○議員（５番 中田 元君） 真田グラウンドですが、大野原の消防団のグラウンドというか練習場が操法の、あそこも同じことなんですけど、ことしも毎晩練習のときに私も大野原のグラウンドに行きましたけど、大変夏の間、虫が電柱の周りに来て消防団でも大変こうやりにくいんですが、あそこの今の真田グラウンドは田んぼの中でありまして、高津川も近いということで、物すごい虫がたかってくるんじゃないかと思うんですが、何かその辺の消防団の練習場もそうなんですけど、何か防虫対策というか、虫、こうランプついて青いのがついてバチバチいうて殺すのがあるじゃないですか、ああいうふうなもんでもつける予定があるんか、もし何でしたら、あれつけんとなかなか見学者も大変じゃないかなと思うんですが、その辺は何か対策を講じておられるかどうか伺いたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 虫の対策についても地元の方からいろいろと御意見は出ていますし、当然周辺が水田ですんで、それに対しての害も考えられるということではあるんですけども、今聞いておりますのに、ＬＥＤで整備しますんで、どうも普通の水銀灯とかよりはなかなか虫も集まりにくいという話は聞いておりますけども、実際にこれがどうなんかというのがなかなかちょっとわからない状況があります。それで、先ほど議員が言われましたように、虫を殺す機器はそれぞれの照明灯に設置するようにしておりますので、それはもう完成したときにはもうできると

いうふうに思います。

それと、あと、グラウンドの中には光が当然当たるんですけども、周辺にその光が外に発するのを防ぐようなカバーのようなもの、そういった対策も若干はしておると思います。

○議長（安永 友行君） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） このグラウンドの横に裏の図面を見ますと、駐車場の一応計画に当たっておりますが、ちょっとこの駐車場についてお聞きしますが、これは、取得予定地と書いてあるわけですが、大体おおよその時期的なもので駐車場の完成が大体おおよそという形でいいですからわかれば教えていただきたいと思いますが、それと、電気料金の。

○議長（安永 友行君） 桑原議員、今の駐車場の件は、この議案の中と関係ないから、予算案のほうでやっていただきたいと思います。

○議員（4 番 桑原 三平君） それじゃ、失礼しました。電気料金の試算について、この試算はどなたがやられたのか、それと恐らく高圧電圧でキューピクルが設置されていると思いますが、その点、そうしているところ電気料金は大体キューピクルの設置で低く抑えられるのではないかと思います、その点についてお聞きしますが。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 資料の 25 ページのほうの月当たりの電気料金なんですけども、これにつきましては、うちは従量電灯 B という部分で計算をしております。誰がしたかということなんですけども、一応設計のときにコンサルの方へお願いをして電気料金の検討もしていただいておりますので、その資料をもとにここに掲載しております。それで、その電気料金の計算の仕方が基本料金と電力量による料金で段階的に加算されるということでもありますけども、一応 64 台の LED 電灯がありますんで、そのそれぞれ 1 台当たりの容量から電気の容量を計算して積算をしたものが、まあ、その電気料金の利用率が 60%ということになっておりますので、そういったところで設定をして、今回利用料を算出したということでございます。

○議長（安永 友行君） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） そうするとこの電気料金の試算は、別に中国電力さんに確認したわけではないわけですね。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） コンサルが計算してきた根拠をネットとかで中国電力さんのをちょっと調べましたけども、それと一致をしておりましたんで、恐らく間違いはないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第63号吉賀町真田グラウンド施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第64号吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） この指定管理、このことですが、もちろん。これは、管理運営、この設備をということですね。それで、あそこは今、コウヤマキでいろいろと話題が特に来年か、三瓶で全国植樹祭に使われるということがあります。あそこのコウヤマキかよそからのコウヤマキかわからんが、コウヤマキを植樹するということになっておるようです。まあ、まだのようですが、それとか、例のスカイツリーに何か3本あり、それが何本か枯れたりまたやったりそういうふうのをやっておるんで、それをそこのコウヤマキの管理者、これはコウヤマキギャラリーとそれからその遊歩道、自然の、あれらの管理運営かと思うんですが、コウヤマキ自体が今までのことが、あそこ枯れとるのがお前らの責任とは誰も言うてないけど、何かそういう問い合わせがあるから町としてあれば、町の町木だよな。

それで、観光面も先般も何か全国観光協会か何かえらい人が来て、こんなええとこなぜもっと活用せんかというふうなことを言うて帰られた。ということちょっと聞きましたが、要するに、このコウヤマキ自身を町がもう少し管理でなしに気をつけていくというふうなことは、どうでしょうか。全然関係ない。もうこれはあそこに任せてコウヤマキも一緒やないんやけど、どういうふうな感覚でいらっしゃるのかどうか、ちょっとその辺を、あそこの人ちょっと困っとる。困っとるちゅうか本当は受けたくない、まあまあそれは裏話ですから。コウヤマキについて、コウヤマキ自身、この施設じゃなしに。（発言する者あり）観光面とか今のような育てるためにいろ

いろあるでしょ、どういうふうに考えているか。

○議長（安永 友行君） 関連質問だと思いますけど、どこか答えてあげてください。深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） わかる範囲でお答えいたします。

今回のコウヤマキギャラリー、いわゆるコウヤマキギャラリーの指定管理でございますが、吉賀町森林環境活用施設ということで、指定管理を出させていただいております。この指定管理の範囲は、コウヤマキギャラリー建物と遊歩道の管理ということで公募をしております。細かいところをいいますと、屋外トイレの清掃や周辺の草刈りなど、あと遊歩道の草刈り、花壇の管理、あと簡易な修繕補修ということで公募をして今回、有飯コウヤマキギャラリー指定管理の会から指定の申請があったので今回、議案としたものでございます。

コウヤマキそのものについてのことでございますが、今コウヤマキの自然に生えている範囲の管理は今回のこの指定管理では含まれておりません。自然林の管理につきましては、県が直接行っている場合もございますし、ちょっと詳しくは今手元に資料がございませんので、お答えできませんが、竹林、竹が生えて来た場合の部分的な伐採とか定期的な目視による管理とかは行っていると認識しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） その施設じゃからコウヤマキギャラリーと自然の遊歩道、私も毎年観察会には参加しておるんですが、その施設の管理運営ということの指定というのはわかっております。それでそれ以上のことを言うと、今度一般質問なので、今度一般質問のときにということでないちょっと要するにコウヤマキの自身の例えば宣伝とか今の観光に使うとか、これはそうやけこことはちょっと関係は、関係はあるんやけど、地元の人はそうなんですよ。あその道を管理するとか、建物を管理するだけじゃないことを言われておるんです。だから、これは聞いてもしょうがないので、今度一般質問でもしますので、きょうはよろしゅうございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1 1 番、藤升議員。

○議員（1 1 番 藤升 正夫君） この指定管理の指定に当たって、応募された方とも施設のそのものの状態についてどのように見られたかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 施設の管理についてということでございますが、現在コウヤマキギャラリーの活用計画としましては、自主事業としまして、コウヤマキ自生林観察会、癒しの森案内、コウヤマキギャラリーの土日のみの開館による貸館。それと現在の予定では民泊をする予定と提案をもらっております。（発言する者あり）

わかりました。施設の状態ですが、現在うちから指定管に出す場合に、建物等の管理につきましては、先ほど申しあげました屋外トイレなどの定期的な点検を行っていただくようにしております。リスク分担によりまして、10万円以上の修繕が発生する場合は、町のほうで行うこととしております。現在、大きな補修がいるようなことは、現時点ではまだ提案はいただいていない状況です。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 応募された方からというか、これまでやっておられた方からは、どこがいけないとかいうようなことは特別には報告されていないというふうにお聞きをしました。それとあわせて町自身がどう見たかと、今の施設の状況を。この点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在、森林環境活用条例に基づきまして、設置目的、吉賀町の豊かな自然を観察し保護育成するための活用を推進するために設置されたということは、適正に運用をされているものと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 済みません。これまで既に建設してから経過年数も18年ぐらいですか、たっております。そういう中で数年前にも施設ずっと見て回ったんですけども、そのときに壁の状態でありますとか、地下の部分でありますとか、一定の手を入れなきゃいけないのではないかとと思われるところも散見されました。ですから、そういう目で建物をこれから中のいろんな機械・器具等が十分持ちこたえられる状態であるのかどうかということを、見たかどうかということをお聞きをしています。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 失礼しました。施設につきましては、現在指定管理者との定期的な会合により状況を聞きながら町としても必要に応じて現地で確認したり、修繕が必要であればその箇所を確認したりしておりますが、現在においてコウヤマキギャラリーにつきましては、大幅な修繕が近々に何かする必要があるとは現在認識していない状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第64号吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第65号吉賀町交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 6施設がサンエムに指定管理を出すということでございますが、この施設の管理は、先ほどのコウヤマキギャラリーはたんぽぽの会という組織が管理しているのだと思いますが、ここはサンエムとなっています。サンエムがこの施設を管理するのに、どういう方法で管理されていますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 管理の方法ということで説明させていただきます。

交流施設の仕様書につきましては、それぞれ例えば長瀬自然公園であれば屋外トイレ、草刈りなど、それと、浄化槽の維持管理や簡易な修繕等をそれぞれ仕様に基づいて提案をいただいているところでございます。

具体的な管理方法としましては、施設ごとに地元の方へ委託している部分、委託といたしますかお願いしている部分と、直営でやっている部分がございます。管理受け付け等に関しましては、ほぼ施設の利用につきましては、サンエムが直にやっておりますし、草刈り等につきましては、それぞれ地元の団体をお願いしているところが主なところとなっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 草刈りなど委託と言われましたけど、まあ、先ほどのコウヤマキギャラリーの例を出しましたが、なぜサンエムがここにかまなければいけないのかというその理由をお知らせください。

議長、ちょっと補足。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） その程度のことでしたら、別にサンエムに指定管理を任さんでも今の地元の方に個人は無理でしょうけど、組織なりをつくっていただいて管理していただく、そのほうがよっぽど財政的にも負担が少なくて済みますし、地元の方の生きがいにもなりますし、そういう意味でここにその草刈りとか、悪く言ったら間にサンエムが入る理由がちょっと理解できませんので、その辺のところを説明してください。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、これだけの施設を一括して出しているというのは、やはりそれぞれの施設で、それぞれの受け付け、それぞれの事務をするということは非常に困難であろうと、一括して管理なり受け付けなりをしたほうが、どちらかという経費の節減になるという判断で一括して、例えば次の公園施設もある程度一括して公募をしているところでございます。

サンエムありきというんではございませんが、公募の結果、公募があり指定管理の申請が出てきたものを選定委員会で審査して決めたというのが経緯でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） その経緯はわかりますが、実際今一括のほうが安くつくとかそういう説明もありましたが、それでしたら、このコウヤマキギャラリーも一括して出すという方法もあるわけですので、それは、執行部の詭弁に過ぎないと思っております。

私は、地元の方の活力といいますか、そういうことも含めて、別に試算されたわけでもないと思いますので、もう一回、まあ、このたびはもうサンエムしか公募に応募がなかったということです、仕方がないことですが、もう少し今までやったことを踏襲するのではなくて、新しい方法も考えてみるべきだと思っております。

それで今、一括のほうが安くつくと言われましたけど、その辺の試算はされたわけですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 試算はしておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと補足をさせていただきたいと思いますが、施設はたくさんあるわけですが、当然地元からやらせてほしいという声が挙がったりすると、それは当然検討しなきゃいけないと思いますが、コウヤマキの場合は、地元のほうから自分らで受けるのでやら

せてほしいという声その当時出まして、ですので、他の施設は切り分けてそこだけ指定管理を募集させていただいた経過がございますけども、ぜひともそういった声があれば、またお聞かせをいただきたいと思いますし、それに基づきまして、これをまた全部6つを全部する必要もありませんので、そういうことであれば、個別に指定管理の募集もかけることもできますので、ぜひそういうことがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 直接は関係ないんですが、声があればということでしたけど、行政のほうもやはりそういうことを働きかける必要はあるんだろうと私は思いますので、ぜひその辺のとこの情報を流すという作業をやるべきではないかと思っております。

なぜかといいますと、伝え聞いた話ですので実際そのどうなっとなるかというのは、確認したわけではありませんけど、ある施設はもう実際は草刈りから公園の管理をしなければいけないのに、ほったらかしになっているというような声も聞いていますので、ぜひその辺の。しかも、サンエムさんは指定管理を受けながら営業努力もしているのは認めますけど、株主さんに配当までされているわけですので、少しその辺のところは行政のほうももう少し丁寧な対応をすべきだと思っております。そういう声があるというのは、お伝えしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） そういう声があることですが、それは当然サンエムさんのほうに、それは町のほうも指導する立場にありますので、その辺のところについては今後指導させていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第65号吉賀町交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 6 6 号

○議長（安永 友行君） 日程第 6、議案第 6 6 号古賀町公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についての質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9 番、河村由美子議員。

○議員（9 番 河村由美子君） 先ほどのあれも、このたびのもサンエムが請け負うということで応募があつてするんだと思うんですけども、その指定管理者の公募についてという参考資料みたいなものがあるんですが。要するに、先ほどのと今回のと、いずれも、次年度は管理料が上がるという解釈でいいかと思うんですけども。

いずれにしても、先ほどの意見もありますけども、いわゆる、この中には、特に水源会館、公園とあるわけなんですけども、非常に厳しい経営であるという中で、あの物を守っていくというのも至難の業ではあるかと思いますが、いわゆる、あそこには、水源会館で特化して言いますと、従業員というか、管理者といいますか、おられるわけなんですけども、非常に、それは入館者の管理、入館の管理だけなんかもかもしれませんけども、周りの草抜き等が全くされてないというのを、近所の方からも話がよく聞くんですけども、そういったところは、総括してサンエムのほうがやって、その女性の方がおられるのは入館の管理だけということになってるんかもかもしれませんが、やはり、そこに従事される人は、そのへんのところまでする必要があるかと思ひますし。

それと、この表から言ひますと、この 6 7 号については 1 0 3 万 8, 0 0 0 円ぐらい次年度から上がるんじゃないかと思うんですが、その算出根拠はどういうことなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 河村議員、6 6 号でいいか。6 7 号で言うたんじゃが、6 6 号でいいです。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） まず、指定管理料の算定でございますが、指定管理料につきまして、今回 5 カ年分のものを再算定しております。上がった要因としましては、大きいところで、やはり、人件費が上がっていること、燃料費等が上がっていることが大きな要因と今なっております。それと、実績を見ながら、労務単価とかも変動しますので、そこは御理解いただきたいと思ひます。

それと、草刈りでございますが、指定管理の時に、公募をする時に草刈りの回数などもうたっておりますので、このとおりやっていくよう指導はしておりますが、もし至らぬ点がございましたら、きちんと、もう一度指導したいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9 番、河村由美子議員。

○議員（9 番 河村由美子君） 指導はもちろんでございますが、昨今の、結局、気象から言ひま

すと、1週間もしたら、また、ぐうと草が伸びるという状況ではありますが、やはり、担当課は、そういう施設をどうなっているのかというのは、一応、検査って言やあおかしいんですが、たまには視察と言いますかね。そのへんのところを請け負わす側としての立場として、そういう必要があろうかと思います。

やはり、近隣の住民の方から全くやっていないよちゅうなことが出るというのは、恐らくやってないということであろうと思いますので、多額の費用をかけて管理もさすわけですから、そのへんのところは、発注者としての責任を自覚して、もうちょっと管理監督っていうことを強化してほしいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御指摘ございましたこと、また、再度、内部で協議いたしまして、一層の徹底に努めたいと考えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 水源公園なんですけども、どのような状態で管理するのが望ましいというふうに考えているか。程度の問題、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在、水源公園におきましては、都度都度、一般質問等でも御意見いただいておりますので、現在、管理の方法、管理の状況、施設の在り方については、現在の指定管理者及び、今回、この議案の決定によっては、次期指定管理者と、また、協議をしていきたいと考えております。

今出てる意見につきまして、水源会館の中もちろんなんでございますが、今の池の部分が、いろいろ歩道と言いますか、歩けるように板を敷いているところでございますが、これも、ちょっと、広範囲にわたって管理がしきれていないという実態もございますので、範囲まで含めまして、どこまで整備するかというのは、現在、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 実際に、既に悪いところもありますし、それから、水性植物等についても、一定の管理をすれば、見に来られる方もおられるところでもあるんで、そういうふうなところまで管理を求めるのか。何とか歩ければいい程度で管理をすることでよいとするのか。そこらへんの感覚的なものなんですけども、管理の在り方について改めて聞きます。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在の状況ということで回答させていただきます。

今、聞きとり等行っておりますが、やはり、当初、植えた水性植物、いろんなのを植えておりますが、実際に、その植物が育たずに根の間から雑草が生えたり、いろいろ管理に苦慮しているところではございます。やはり、どこまでそこを管理するのかというのはちょっと今後の課題になってこようかと思いますが、遊歩道を全て復旧させるというのはなかなか、今、困難な状況、草と木と生えておりまして困難な状況ではございますが、できる限り、管理する所としない所メリハリをつけて、ちょっと対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） いろいろあるんですが、私も、別に、トイレにたまたま行くようになったんですが、深谷公園です。深谷。あそこの管理のことなんですが、以前より、大変、深谷の公園も、橋のたもとからずっとトイレがあるほうまで大変きれいになつとるなと思っておるんですが、ただ、トイレのあるところから、特に外側の周辺のガードレールというか、木でずっとつくつとるんですが、ほとんどが腐って、ちょっと座ったら人間が下へ、結構深い谷なんです、大変危険なんで、あのへんのことは、今の指定管理の中の指定料にその修理とかというのが入っておるのかどうか。

それから、これはみろく公園ですが、これは、ちょっと人から話を聞いたんでちょっと上がってみたんですが、トイレがまだ。建設会社の名前はかかっちゃるんですが、なかなか修理になってないというようなことがありますて、あれもできるだけ。ここは、この指定管理の指定とあれは関係ないかもしれんですが、関連のようなことで、そのへんのことも指定管理料でやられるのか。深谷公園です。町が直接工事を発注されるのかわかりませんが、そのへんのところを早急な対処しないと、もし、子どもさんでもあれから下のほうに落ちるといことがあってもいけないと思いますので、そのへんの対処を、ぜひ、早目に対処されたほうがいいんじゃないかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、深谷公園でございますが、現在、手すりと一部、老朽化により破損していることは認識しております。深谷公園につきましては、町の施設の部分と県の施設の部分がございまして、県の施設の部分につきましては県のほうへ、今、お願いしている状況でございます。町の施設につきましては、上の元テント等ございましたが、数年間、利用がないということで、宿泊部分についてはもう撤去しておりましてテントはない状況ですが、トイレは利用しておりますので、周辺の草刈りは定期的に行っているところでございます。

それと、みろく公園のトイレということで御質問がございましたが、みろく公園のトイレは、

現在、閉鎖しております。今の考えでございますが、いろいろ管理上の問題も先ほど議員の御指摘どおりありますので、廃止も含めて今検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田議員。

○議員（5 番 中田 元君） ちょっと、今の課長、あれでわからなかったんですが、今のみろく公園の、結局、あれですか、手すりの腐食です。これは、ということは県の管理ということなんですか。

○議長（安永 友行君） 深谷公園。

○議員（5 番 中田 元君） 深谷、深谷。ごめんなさい。深谷は県の管理ということなんですか。それと、今の管理料にそれが含まれておるかどうかということ。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 失礼いたしました。

まず、指定管理者との協定でございますが、10 万円以上の施設の修繕は町で行うということになっておりますので、それ、指定管理料には大きな修繕は含まれておりません。今の手すりは県の施設として今認識しておりますので、もう一度、県と確認しまして、修繕のほうを必要であれば、必要であるといえますか、県の施設であれば修繕のほうをまたお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3 番、桜下議員。

○議員（3 番 桜下 善博君） 水源会館の件でくどいようで何回もして申しわけないんですけど、前、関連になるかと思いますが、一般質問で水源会館の件でお聞きしました時に、観光協会と、それからサンエムさんのほうから再三リニューアル案というのが出ておるということで、町長の答弁では検討するというのでございましたが、その進捗状況はいかかでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 進捗状況ということで報告させていただきます。

回数で言いますと7月以降、2回の会合を持っております。2回目につきましては、より具体的に、先ほど、議員の御発言の中にもございました株式会社サンエムからの提案と観光協会の提案書を検討しまして、より、どうしたらいいかというところを協議しているところでございます。まだ結論には至っておりませんが、また、次期指定管理者が決まりましたら、より具体的な話ができていくかなと、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7 番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 深谷の公園と真田ポケットパークについてお伺いします。

先ほどの課長さんの答弁の中で、町の設置目的、水源公園の設置目的がありまして、それに対して、指定管理者が応募して、提案型の応募をされたかと思うんですが、そのへんの経緯がわかりましたらお願いします。

それと真田のポケットパークは、同じようなことなんですが、どのような。この設置目的を見ますと、いろんなことを書いてあるんですが、活動された報告とか内容等がありましたらお知らせ、お願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 真田ポケットパークの利用というのは建物のことでございますと思いますが、以前は、地元の方が青空市といいますか、ちょっと名称が適切ではないかもしれませんが、農産物売ったり、いろいろしていたと聞いておりますが、ここ5年間で、具体的に、あそこを利用して物事をしたというのは、実績はないと認識しております。ここにつきましては、管理のほうは、遊具の場所も含めて草刈りや桜の管理等を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 1つ、執行部の指定管理に関する基本的な、66号でもよろしいんですが、基本的な考えをお伺いしときたいと思います。建物はだんだん老朽化はするわけですけど、こうやって、毎回毎回修理をしながら、指定管理に出しとるわけですけど、それを、未来永劫とは言いませんが、いつか断ち切らなければならない時期も来るんじゃないかと思いますが、そのへんの検討はされるつもりかどうかをお聞きしておきたいと思います。

それと、さっきの水源会館ですけど、これは、地元の方の活動がとまったということでしたけど、これは、サンエムがそういう指導をしていくべきだと私は思いますよ。そんでないと、ただ管理料を取って、間を、ここはどうかわかりませんが、ほかの施設に関しては地元の方を雇って、ただ、管理者というだけで、実際の業務は地元とか個人の方にやらしとるわけですので、そういう企画があるかないか。企画力がサンエムにあるかないかということだと思うんですよ。

それで、例えば、水源会館をいくらリニューアルしたところで、相当なコンセプトを発信しないと、ここに集客は難しいですよ。例えば、今、石見神楽を、日曜、祭日には、もう一日中、上演するとか。指定管理料は上がるでしょうけど、そういう奇抜なアイデアを出さん限りは、中身をいじったところで、私は無理だと思いますけど、そのへんのところ、サンエムにその企画力があるかどうか。どのように判断されていますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今の個別の案件でございます。水源公園ということで、水源会館と

いうことで。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 全体の管理に対して、施設は老朽化してくるわけですけど、それを、今は修繕しながらどうにかこうにか前に進めとるわけですけど、それを、いつまで続けられるのか。そのへんの検討をされとるのかどうかということと、水源会館に限って言えば、集客するための企画力がサンエムにあるのかどうかということをお聞きしたわけであります。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 全般的な施設のこと、この議案に限らずということで、総体的なところでお答えさせていただきます。道路とか、橋とか、トンネルとか、そういったインフラは別にして、いわゆる、箱物と言いますか、建物のところの話だろうと思いますけど、これは一般質問でも申し上げましたように、ああして162施設あって、9万3,000平米の延べ面積の施設があるわけでございますので、これを40年間にわたって40%削減をしないと財政的にも大変だということで、5年に一回、申し上げましたように、その更新をかけているということですから、今、指定管理で上げております14施設。大まかに分けて14施設。これも含めて、どういったことで、今から対応していくかということは、まさにファシリティーの資産の活用の問題ですので、そのところで、これは総務課の官財のほうを担当になりますけど、そちらのほうで進めていくということでございます。

平成29年度から向こう40年間の、平成の元号で言うと68年とかになりますけど、まず、その第1期の5年目が、今、入って半ばに来ていますから、あと2、3年の中で、それをどういうふうに整理をしていくかというのは事務方のほうで、まず、その事務を進めていくというようになる。5年のスパンでそれをやっていくということです。

それから、水源会館を含めたサンエムさんのその企画力の話がございました。特に、水源会館、水源公園を含めてでございますが、これも、今まで再三再四お叱りを受けながら答弁もさせていただいてますけど、かつて、観光協会さんのほうが吉賀町の観光の振興の在り方を業者さんのほうへ提案をしていただいたものが冊子で今仕上がっております。

なかなか、その立派な内容が活用しきれてない。じゃ、その、できた指定管理をどこが実際やっていくのか。これすらもはっきりしていないということで、そういった中で、水源会館につきましては、今、サンエムさんと観光協会双方のほうから御提案書をいただいておりますということで、前回、指摘もございましたので、今、2回だけ、その協議をさせていただいておりますけど、また新しい管理者が決まれば、それに向けて協議を深めていくということになろうかと思います。ですから、サンエムさんのその企画力があるかないかというよりは、行政も、それから、今の指定管理も含めて、そこをしっかりと活用する、まだ準備は、私はできてないんだろうと思います。

新しい指定管理が決まれば、水源会館、水源公園。それから、先ほどお話にあった真田のポケットパークの市場とか、そういった所は、まだまだ活用の可能性はあるわけでございますので、そういったところをしっかり見据えてということだろうと思います。

ですから、前段申し上げました公共施設の総合の管理計画と、ある意味、同時並行で活用していくものとそうでないものを、まず精査した上で、活用できるものについては、今回いただいたような提案をしっかりと前へ進めていくというような施策をこれからも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 皆さんの質問にちょっと重複して申しわけないんですけど、公園の指定管理料の5年間で800万円ちょっとの増額になっています。その根拠ちゅうんが、人件費とか、草刈り料の上がったという。それだけで、そんなに800万円もなるんかなと思うんですけど、これ、もうちょっと詳しく御説明お願いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在の指定管理料でございますが、吉賀町公の施設の指定管理の指定について、全協資料の11ページを見ていただきますと、吉賀町公園施設が3,400万円、5年間合計で3,400万円となっております。26年度から30年度が2,600万円ということで、約800万円という御指摘のとおり上がっております。

積算根拠等を見ますと、やはり、人件費や燃料費の高騰とかもございますし、やはり、人件費が上がったというのは、一つは、やはり、ある意味、人材が少なくなったといえますか、草刈りをするんでも、同じ年齢層によってはいろいろ難しい面が出てくるのかなというところがございます。

それと、1点申し忘れておりましたが、消費税が8%から10%に上がるのも大きな要因だと今考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第66号吉賀町公園施設の指定管理者の指定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午前10時14分休憩

.....

午前10時24分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第7、議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第67号吉賀町スポーツ公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） これまでの質疑とちょっと似たり寄ったりとこありますけど、このスポーツ公園ですが、今トイレ改修とか等々やられてると思います。それで、主にテニスコート、今岩本さんとかいろいろ報道されておりますが、そういった観点から言いますと、まずスポーツに関していろいろな可能性があると思います。

その中でやはり今の管理棟、ここが長年ずっと空白状態と言いますか、用をなしていないような気がするんですけど、こういったところにもやっぱり今のテニス、またサッカーこの辺も含めまして、あの管理棟は有効利用と言いますか、使用方法はあると思うんですけど、今こういった指定管理料出てますけど、そういった将来性を見まして先ほど町長も40年通していろいろ精査していくと、そういったこともありますけど、やはりこういった可能性のあるところは、指定管理料も将来的には膨れ上がっていくということもあるかもしれませんが、やはり可能性のある施設はどんどん伸ばしていかないといけないと、やっぱりそういった方向性が当然出てくると思います。

このスポーツ公園に関して、今から管理棟等のこれからの計画はありますか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、スポーツ公園に関しての御質問でございますけども、議員がおっしゃられましたように管理棟がかなり老朽化をしております。それで現在、野球場のトイレの改築をしておるところでございますけども、当然、管理棟とあとテニスのほうを利用され

る方もですね、トイレの御要望は以前からございまして今、今年度の予算で一応管理棟のほうのトイレ部分を改修する設計を今月発注をいたします。それでできれば来年度、管理棟のトイレ部分を改修したいというふうに考えておりまして、それで現在、テニスコートにも小さいトイレが1つあるんですけども、これもくみ取り式のトイレということで衛生上もあんまりよくないし、なかなか今の人たちには利用しにくいような状況がございます。管理棟のトイレを外からも利用できるように形に改造してテニスコートを利用される方もですね、夜間の御利用もありますんで、夜間でもトイレが利用できるように形に改修をしたいというふうに今考えております。

管理棟の中も以前はレストラン等もあったような状況で、厨房もありますし、二階には和室もあります。裏には小さい和室もあって、管理人の休憩室なんかもしれないんですけど、そういった形でできていたのかもわかりません。ただ、今実際には利用されていないような状況がありますんで、今後何か考えられれば、また、なるべくあんまりお金はかけたくないですけども、改修をして利用することがあればやりたいと思っておりますけども、今のところ具体的な考えは持ち合わせておりません。とりあえずは管理棟のトイレを改修をしたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 今、管理棟についてそういったいろいろ企画があるのならスピード感をもってやってもらいたいわけですが、これまでの数字的に見ましてもかなりの5年間でこのコウヤマキから始まりまして、スポーツ公園まで1億円ぐらいの金が指定管理料として支払われるということで、やはりそこは、これを出したらいけないかもしれませんが、やはり費用対効果そういうものを当然関連してくると思います。

今のスポーツ公園に関しましても、管理棟が特にですけどいろいろ考え方によってシェアハウスにするとか、そういった考え方もあると思いますけど、死んでるとこはやっぱり生かす価値があるなら、可能性があるならやっぱりやって、今からの改修等々のこともやっていかないといけないと思いますし、それによって指定管理料が当然上がるとかそういったこともあると思いますけど、やっぱり生きていけるとこはやっぱり、どんどんそういった計画を進めていかないといけないと思います。

やはり、批判するばかりじゃなしに、そういった死んでるとこも生かしていく、今そういうチャンス時であると思いますんで、スピード感をもってやってもらいたいとこでありますけど、まず疑問としまして5年間で1億円前後の金が飛びますんで、その辺も費用対効果も考えながらやっていくべきじゃないかということです。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 御意見をいただきましたけども、ちょっと29年度のサンエムのほうから出されております実績で見ますと、28年度が4,800人余り、それから29年度が

5,100人余りの利用があるということでございまして、主にはテニス、それからグラウンドゴルフ、それから野球です。

管理棟の中にトレーニングルーム的なところがありまして、トランポリンとか卓球台とかが置いてあるところがあるんですけども、これについては子どもさんが来て利用されるということもあるようでございます。管理棟の中で今利用されているとすれば、そのトレーニングルーム的なこの部分かなと思っておりますんで、これも今後ちょっと検討をしてみたいというふうには思います。

今、議員が言われましたように、確かにかなり高額な、5年間で1,800万円余りの指定管理料支払うわけでございますんで、スポーツ公園に関しましてはこれまでの実績から基準額を算定しておりますけども、これまでよりあんまり上がってないというのが実態ですが、それにしましても1,800万円余りのお金を使うわけでございますんで、今言われましたようなことに、またサンエムとも相談して取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） えっとですね、このスポーツ公園という67号なんですが、これ町長にお聞きしたいんですけども、そういつてサンエムさんとありますよね、そうした中で水源会館に特化して言えば、例えば指定管理者が決まってから中身を検討するという再考することもありましたけども、いわゆるですね、先ほどから皆さんの意見もありますようにですね、やはりスリム化という意味からおいても地元に払い下げる、あるいは有効活用していただくというふうな方向とってもらわないと、どんどん老朽化はする、人件費は上る、燃料費は上るというようなことで、年々暫時ふえていく予算になろうかと思うのですよ。

そうするとやはりもっともっと住民の身近で言うと、石ころが転んで落ちて住民不安があるというふうな小さなインフラ整備のほうへでも整備費を向けていただくと、やはり建設業者さんも仕事がありますし、住民も安心・安全で暮らせるということもおきますので、その辺を含めてやはりこの指定管理のあり方というものを、もう一度再考するべきだというふうに私は思いますが、町長、お考えどうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 端的に申し上げれば同感でございます。5年に1回のスパンで大きくは指定管理の更新やってますけど、本当にその都度ですね事務方、頭を悩ましてます。もう再三言いますが、これだけのやっぱり公の施設があって、これをどうして維持していくか、本当に大きな大きな問題でして、これ長いスパンで考えないといけないということで、その折々区切りで5年に1回の大きな指定管理の更新があるということでございます。

今、9番議員がおっしゃられたことと私はまさに同感でございます。いかにして今あるものを

有効活用していくか、2番議員もおっしゃいましたが、まあ見切りをつけるところは早い段階で見切りをつける、これもやっぱり大切なことだろうと思います。それはしっかり見極めていかなければいけないということで、一般質問でもお話がございましたが、行政の効率化のために無駄を省いていくというのがインセンティブ改革ですから、そうしたことによってほかのところへ財源を回して住民の皆さんの福祉の向上をしていくというのが、まあ今国が言っている方針なんで、そこらあたりに実際早く移行ができて、それがまた住民の皆さんに目に見えるような形の改革をしていく必要があるんだろうと思います。

言われる趣旨、私も全く同感でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第67号吉賀町スポーツ公園の指定管理者の指定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第68号吉賀町真田グラウンドの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） この指定管理になられます一般社団法人スポーツクラブ Sparkle Star というんでしょうか、初めてお名前をお聞きしたようなことで、大変勉強不足で申しわけないんですが、代表者の方を見ますとサッカー連盟の代表者の名前を見ますと、サッカー連盟の関連法人でないかと思うのですが、この社団法人につきまして少し詳しく御説明をいただけますか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

この団体の定款によりますと、本年の7月16日に設立をされております。目的としましては、サッカーを中心とした各種スポーツに関する事業及び大会、合宿誘致、交流事業等を行って、スポーツ文化の発展、地域の活性化、健康の増進、生涯スポーツの実施、子どもの健全な育成に寄与すると、そういったことを目的ということで設立をされております。

この団体の今の役員の方からいうとお二人しかいらっしゃいませんけども、済みません、定款ができたのが30年の7月16日ですけども、法人ができたのは29年の11月17日、申しわけありません。29年の11月17日の設立でございます。

役員の方、二名ですけども、具体的にはそういった団体の方がいろいろとお手伝いをしないと、なかなか事業の実施ができないと思いますので、そういったサッカー連盟を初めとしたいろんな団体の方が御協力をいただきながら事業を運営していくと、そういうような計画になっております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 本当に新しい法人ということなんですが、この中での財務状況と不適切な項目が見当たらずということなんですけど、具体的な今までの実績が何かあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

今のところ事業実績はございません。設立の時の正味財産それだけでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 実績も何もないのに応募資格及び財務状況等に不適切な項目は見当たらずというふうにあるんですが、いかにも実績があってそれに対して調べたら不適切なところはないというふうに見られるんですが、実績も何もないのに財務状況等不適切な項目は見当たらずということは、若干理解できないところがあるんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 先日もちょっとお答えしましたけれども、委員会の中の選定項目の中に財務状況というのが入っております、それでまあ書き方として、そういう形になっておるんですけども、おっしゃるようにまだ実績ありませんので、その財務がどうこうということは、まだ今この場ではありませんけども、今後の事業計画等見ていく中で、運営をしていただけると、そういうふうを選定委員会の中でも判断をさせていただきましたので、それで選定させていただいた経過がございます。ただ、選定基準の中のその財務というのが入ってます、文言的にそういう言葉が入ってますけれども、おっしゃるとおりでございます。

○議長（安永 友行君） 3 番、桜下議員。

○議員（3 番 桜下 善博君） 済みません、もう 1 点ですね、この施設の名称の中に真田グラウンドというのがありますが、これは照明とか、あるいは人工芝の管理とか、それも含まれているんでしょうか。それと、交流研修センターですか、恐らく二階に学園の寮生も入っていると思うのですが、学園の寮生も入ってるとこもこの法人が管理するというのは、ちょっとこれも疑問があるんですが、その点について 2 点お伺いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） まず、交流センター、後段の交流センター部分についてお答えいたします。

今回、指定管理の対象となるのは一階部分のみでございまして、二階部分は対象となっておりませんので説明いたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 真田グラウンドの関係でございますけども、これについては先ほど議員が言われましたように、照明から芝の管理まで入っております。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 真田グラウンドの今回の管理費の中に吉賀町交流研修センターがもう入ってるもんですから、ちょっとわかりにくいんですが、真田グラウンドの管理費ですが、これ人工芝を建設すると言った時に、当議会に最初年間どれくらいの予算、どれくらいのかという概算の管理費用が示されておりましたが、それと比べてみたい思っても、ちょっと今のままではわからないんですが、そのあたりについてどのように検討されたかお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 申しわけありません、その比較はしてないと思います。それで何を根拠に積算しとるかと言うと、これまでの実績でしかないと思いますんで、消耗品もそうですし、光熱水費もそうですし、そういった部分についても真田グラウンドに関しては、これまでの実績を見て基準額の算定をしているということです。

○議長（安永 友行君） 7 番、河村隆行議員。

○議員（7 番 河村 隆行君） 先ほどから質問が相次いで出ますが、公の施設の名称が真田グラウンドと管理棟、吉賀町交流研修センターで、先ほど一階部分と言われましたが、これ一階部分、農産物の付加価値とかそういう地域特産物とか、そういう研修交流センターのその目的とか、設置のとうたってあると思うんですが、これ一括で出されて、指定管理料もそのように決められておりますが、ここの使用料、まあ収入になると思うんですが、こういう収入等も当然入ってくる

と思うのですが、その辺も全部計算されてのことなんではないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 担当課がばらばらなんで、ちょっと調査調整さしますんで、ここで、（「ちょっと関連で議長」と呼ぶ者あり）関連で質問を受けて休憩します。藤升正夫議員、11番。

○議員（11番 藤升 正夫君） 関連です。先ほど交流研修センター1階のみということでしたが、今のあります厨房の上は研修の施設ということで、山側のほうが住宅用として税務住民課のほうの管轄だと思いますけども、その点もう一度確認をしてください。

以上です。

○議長（安永 友行君） 先ほどの7番議員、また11番議員の質問を含めて今から調査して返答いたしますので、ここで10分間休憩します。

午前10時47分休憩

.....

午前10時57分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁残りで答弁していただきます。最初に光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 大変失礼をいたしました。交流センターのほうの関係でちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

真田グラウンド、今回の指定管理に出すものの全体が、教育委員会がグラウンド部分、それから交流センターの建物については税務住民課それから企画課、産業課という4つの課がからんでおりまして、ちょっと複雑になっていて大変申しわけありません。

それで、交流センターですけども、2階の部分については税務住民課が管理をしておりますけども、この部分は今回の指定管理の中に含まれておりません。それから、1階部分が指定管理に含まれるということでございます。

それで、先ほど御質問のありました加工室などの件なんですけども、加工室などについても今回の指定管理の中に含まれます。ただし、産業課が主に使っておりました部分の加工室については、一般の方は使用できないという部分になります。

以上です。

○議長（安永 友行君） そういう流れの答弁です。ほかに。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先ほどグラウンドの管理費については、実績を計上したという回答だったんですが、人工芝と天然芝のときに、人工芝については年間の管理費がこれこれですという、コンサルタントから報告がありまして、それをもとに10年間の維持管理費がどのぐらいかかるかというようなことを、当議会でやったことを覚えておりますが、それと比較したいと思

っておるんですが、それがわからないんでという質問したんですが、それについては全然検討していないということなんでしょうか。お尋ねします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 以前、提示されたその人工芝、天然芝の比較のときの金額と、今回指定管理に出すときの基礎額の算定の関係なんですけども、直接的に前回のコンサルタントが出した金額かどうかわかりませんが、その金額は指定管理料には直接影響しないと思うので、その部分については検討しておりません。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 人工芝の管理費が影響しないというのはどういうことでしょうか。ちょっとわかりませんので。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 濟いませぬ、説明が悪いかと思ひますけども、真田グラウンドをつくるときに、その管理料を想定でこう積算をされたものが出たんだらうと思ひますけども、それで今回の指定管理料の基準額を算定していないので、これまで実際に管理してきた消耗品とか燃料代とか、そういった種々の委託料だとか、そういった部分を実績を積み上げて基準額を算定していますんで、要するにそのときに、コンサルか何かが積算したものを指定管理料の基準額の算定に使っているのではないという説明です。わかりますか。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） それは、実績で必要なものを計上した指定管理料の中で積算したとありますが、コンサルタントが当初、この人工芝についてはどれぐらいの管理費が必要ですよということに対して、それじゃあ実績でやっておられるのに、それとの比較はしていないということは、必要以上の管理をしておるんか、そこまでしていないのか。逆に、コンサルタントが当初出した指定管理料まで行っていないということは、それだけ管理をおろそかにしておるということになると、長年使える人工芝が使えなくなる。早く、どういふんですか、やり直さにやいけんというようなことも予測されますが、そこまで検討すべきではないんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 今、議員がおっしゃられるようなこともあるかと思ひますけども、今回、指定管理料の基準額を算定するに当たっては、27 年から今、供用開始を始めていまして、27、28、29 年度3 力年の経費の実績ですね、これを見て基準額を算定させていただいておりますんで、今の状態がそれほど悪い状態であれば、今までやった以上のものをやっぱりやる必要も出てくるかもしれませんけども、そういった状態にあれば、そういうことも参考にする必要があつたのかと思ひますけども、今回の基準額の算定については、その27、28、29 年度

のこれまでのいろんな経費の実績を合算したもので基準額の算定の根拠にしているというふうに御理解をいただければと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどのこれ、教育委員会か産業課かどちらかと思いますが、先ほどの説明で1階部分の加工施設ですけど、これを今までもなかなか使い勝手が悪いという話は聞いておったんですが、このたび指定管理に出して、一般の使用ができないということでしたけど、当初の一般とこのたびの一般という区切りをどのように考えておられるのかということと、結局、今加工品なり、米などいろいろなもののブランド化をしようというときに、ここがどのような使用のされ方になるのかということをお聞きしておきたいと思います。当初の目的と使用の目的が変わってきたのかということをお聞きしておきたいと思いますし、管理は、今までどおり産業課でするのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。

まず、一般の方といいますか、誰でも使っていいというところに規制をかけておるのは、衛生管理上のことでございまして、これについてはやっぱり衛生管理のちゃんとした勉強といいますか、そこをさせていただいた方に使っていただくということで、それじゃあ素人の方がつい使おうということはお断りをしておるということで、このことにつきましては変更は今後もないと思います。

それから、使用の方法ですが、これにつきましては今までも産業課でも受け付けをしておりますが、その受け付けにつきましては、今度は指定管理者が新しくできましたらそちらのほうに申し込みをしていただくというような形になろうと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 言われることはわかりますけど、その目的として、この施設が加工を目的とした施設であるということに変わりはないわけですか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

議員が言われるとおり、いわゆる吉賀町の農産物を有効に活用した、農産物の加工品の商品をふやしていきたいという目的でこの施設をつくったということは間違いなことでは、順調に伸びておるとは申し上げにくいところですが、目的自体は変えずに行こうと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この真田グラウンドは、地元の方の食材の提供とかいろいろされて、かなり生きがい対策にもなっておると聞いていますが、そういうところの、今、この加工所を地元の方に開放して、この行事があるときにそこを使うというようなことは、今までされ

ておったんでしょうか、どうなんんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

加工室自体を一般公開したことはないと思います。ただ、隣に調理実習室というのを設けておりますので、イベント等でその加工品をつくるんじゃなくて、簡単なその出し物をするのはそこに、どういって言うんですか、ステンレスの流し等も何個ですか、5つぐらいですか、ありますし、そちらのほうを使ってやっていただいております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 余りその、厳密なことを言うわけじゃないですけど、公の施設ですので、その辺のとこの使い分けの規定というのは、きちっと規約か何かに明文化されておるわけですか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） これは、例規上に載せたようなものではありません。

ただ、ここは今までは味工房よしかさんという団体さんが中心になって、やっていただいていたんですが、その中で、その使用の仕方はこうですよというものを決めていただいて、それののっとして新規加入等もやっておりました。

ただ、この味工房よしかさん自体はこの30年3月で一応解散をされて、今度は町のほうにブランド化推進員がおりますが、そちらのほうが中心になって今、農産加工のほうを進めておる段階でして、その使用の詳細、こういう形でやるんですよという決め事につきましては、味工房で決めておったことをそのまま引き続いて、今の時点ではやっておるという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） とやかく言うわけじゃないんですが、この加工施設と今の調理施設ですよ、これは別々なもんなんですか、一体的なものと捉えていいんでしょうか。どうなんでしょうか。もし、一体的なものであれば、それはそれで少しきちっと使用規則なり何なりを制定するべきじゃないかと思うんですけど、その辺はどう考えられますか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

施設としては、吉賀町交流研修センターというのが一つの施設でございまして、その条例の中にも使用料等が明記してありますが、1つは調理実習室ですか、それと加工室というふうに分けてあります。鍵もかかるようにしてありまして、使い方としては全く別だということで使用させていただいております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（７番 河村 隆行君） 先ほどから交流研修センターのことで、２階部分は含まないと言われましたが、施設条例の３条の４項にスポーツ合宿を受けれる事業とあります。４条には滞在型研修宿泊施設を利用するというように、施設条例ではうたってありますが、先ほど来の説明からしますと大きく逸脱するんじゃないかと思うんですが、その辺、もう一度指定管理の中にこの交流センターを入れるかどうかというのを考えられたらどうでしょう。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 濟いけません。交流センター、今言われた部分についてはちょっと企画の管理なんですけども、宿泊に関してですけども、１階部分にも宿泊できる部分がございますので、それで十分対応可能かというふうに思います。

○議長（安永 友行君） １１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） ただいまの御答弁あったんですけども、以前、今度指定管理を受けられようとしておられるところとお話したんですが、やっぱり２階にある研修の部分も今後使っていくざるを得ないというか、そういう需要があるというようなことも言っておられました。

１階の研修の部分もございますが、一元的に管理というふうに思うと、２階の研修部分というものの扱い、もう一度調整をする、指定管理に出してから後でもいいんですけども、本当に使いやすい形というのが望まれると思いますので、そこら辺は検討ができるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 今回の真田グラウンドの指定管理につきましては、一応２年間ということとなっております。ほかの施設は、ほぼ５年間なんですけども、２年間ということにさせていただいておりまして、実際にグラウンドの照明施設のこともありまして、実際にどのぐらいの利用があって、どの程度の光熱水費がかかるかというところもやっぱり見る必要があるという部分で、こういった形になっておりますので、先ほど議員が言われましたようなことも併せてこの２年間の実績を見ながらやはり検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。

○議長（安永 友行君） １１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） わかりました。グラウンドのほうの関係でお聞きをいたします。

先ほどの御答弁でも、平成２７年から供用開始ということで、指定管理の２年目となりますと、もう５年目に当たりますが、そのぐらいの時期に、今のゴール周辺のところのゴムチップ等、砂の一遍ほぐしてあげるような作業というのは、管理上必要になってくるかというふうに考えますが、人工芝の管理という点で指定管理２年間出す中で、そういうようなことは必要がないというふうに判断されているか、場合によってはそのことを行うことになる、ちょっと現状態を見ないとするかしないかの判断できないので、かものような話をしたくないんですけど、そこら辺の

判断はどうされていたかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） グラウンドの管理ですけども、これについては仕様書の中で具体的に今のチップの補充とブラッシングですね、これについては具体的に項目を挙げて掲載をしていますんで、この2年間でも現状を見てやっぱり必要であればしていただくということでございまして、そのほか、ちょっとどういったことが考えられるかわかりませんが、そういった部分についてはやっぱり日々その状況を見ながら指定管理を受けられた方と、やっぱり相談しながらやっていく必要があるというふうに思います。

先ほどの質問でもありましたけども、やはりなるべくその、長く今の人工芝のグラウンドを今のままで利用できるようにしないと、経費がやっぱりかかってきますんで、改修するとなるとまた大変なことになりますので、そういった部分で、できるだけ長く利用できるような形でやっていく必要があるのだろうというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第68号吉賀町真田グラウンドの指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第69号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第69号吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） このグラウンドゴルフ場の件であります、私も今まで何回も質問をしてきましたが、蔵木グラウンドゴルフ協会が指定管理を受けて管理をしたいということ

ずっと言われておりまして、再三質問をしましたが、教育委員会もその方向で協議をしているということを答弁をさせていただいておりますが、ところが、このたびエヌディーエスさんのほうに決まったということなんですが、それにつきまして、蔵木グラウンド協会さんのほうが指定管理の応募をしなかったということであるとは思いますが、経緯が、あれだけ指定管理として管理をするんだというふうに言われておられましたが、いとも簡単におりたということは、何か不自然といいますか、疑問が残るんですが、その辺について何か経緯があればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 大変申しわけありません。指定管理に出すという答弁はこれまで私はしてきたと思いますけども、その相手方が蔵木のグラウンドゴルフ協会ですか、であるというのはちょっと言ったことはないというふうに、私は記憶しておりますので、具体的なその指定管理をおたくにお願いしますとか、そういった話は蔵木のグラウンドゴルフ協会の方とはしておりません。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） してはないと思うんです。協議は、指定管理という、そういう蔵木のほうが管理をしたいということで、そういう協議はしているという答弁を私は聞いておりましたので、安心しておったんですが、このたび蔵木のほうが応募しなかったということで、それはそれで理解をしますが、ちょっとあれだけ蔵木の協会のほうがやるんだということを言われておりましたので、ちょっとこの、疑問に残るところがありまして質問させていただきました。

それで、蔵木の方も本当に危惧されておりましたが、このやはり大野原に新しいのができると、普通人間ですね、新しいほう、珍しいほうにやはり利用者は流れるということが当然予想されますし、また、蔵木につきましてはゆ・ら・らが送迎をやめましたので、ゆ・ら・らのゴルフパックが相当な、8割、9割を占めて、利用者がおられましたのが、送迎やめましたので、蔵木のほうの利用者が当然ながら減ると思うんです。

ということで、蔵木のほうは、施設が老朽化して利用者が本当に減っていく、かたや、施設は非常に新しく本当に斬新であるということで、2つを1社が指定管理ということなんですが、蔵木のほうは利用者は減る。しかし、施設が老朽化するので管理にお金がかかる。かたや、大野原のほうは新しいのでお金がかからないということになると思うんですが、その辺について蔵木のほうは大変、ちょっと言葉づかいが悪いかもわかりませんが、ひょっとしたら将来的には蔵木のほうは管理について、ちょっとこう落とされるんじゃないかというような危惧をされておりますが、その辺についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 今、議員が御指摘になられましたけども利用者で言いますと、やは

り大野原をオープンして以来、やっぱり蔵木のほうが少なくて大野原のほうに集中しているというのは紛れもない事実でありまして、それプラス、やっぱりゆ・ら・らの誘客がなくなったという部分で、かなり蔵木についてはお客さんが減っているという状況がございます。

と言いましても、やはり同じように町がつくったグラウンドゴルフ場でございますので、だからと言って蔵木をどうするかということは今、全く考えておりません。同じように管理をして、今回、蔵木と大野原のグラウンドゴルフ場2つの施設を一度に、一緒に指定管理に出させていだいたというのもそういったこともあるということでございます、その辺は御理解をいただければというふうに思います。

物珍しさもあって、大野原のほうに集中しているところもあるのかもしれませんが、これからのちょっと状況を見守りながら、また指定管理者のほうにも、例えば大会を開いてもらうとか、そういったことも事業計画で上げられていたように思いますので、そういったこともしながら、やっぱりどちらも利用していただけるようにしていかなければならないと思いますので、その辺もお話をしてみたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 蔵木と大野原、今、次長が言われたように恐らく大野原のほうは人数が多いなと自分も感じておりますが、やっとなわけじゃないんですが、ときどきあそこの利用されるところへ行って、話を聞いてみると、大野原の場合は、こう傾斜があって、大変やるのに面白いと。私も、今の蔵木のグラウンドゴルフつくるときの何やら委員になっておりまして、私ももう少し傾斜をつけるようなものつくろうという計画、いろいろ意見を言ったんですが、結果的に少しはあるんじゃないけど、余りないんですよね、傾斜が。それで、大野原の場合は物すごい、富士山というか、傾斜があって大変面白げになっております。

その辺のことも、ことし、来年じゃないと思いますが、ぼちぼち改修というかその辺のことも考えていけばまた、利用者が町外からも来るんじゃないかと思いますので、その辺のことも考えていけばいいなというふうに思っています。

その辺の改修とかどうか考えはありますか、ありませんか。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 端的に申し上げますと、今の時点では全くありませんけれども、現状を維持するのが大変なのでそういった状況でやりたいと思いますが、御承知のように、大野原についてはもともとの地形がそういった地形でしたので、それを生かしてそのまま、地元の方ともいろいろ協議はしたんですけども、そういった状況でやろうということでつくりました。

ちょっと蔵木のほうの経過は、私もその当時いなかったのだからわからないんですけども、そういったことがあって今大野原はああいう形態になっているというふうに思っていいただければと思い

ます。

それで、今後についてはまた、やはり天然芝ですので、これを改修するということになりますと、また大変な経費がかかると思いますので、その辺はまた状況を見ながら、また議会とも相談をさせていただいて、検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 大野原のグラウンドゴルフ場の散水用のポンプの電気代の負担というのは、この指定管理料の中で考慮されているのか、いないのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 先日も御質問をいただいたと思いますけども、指定管理料の中には入っておりません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この中の大野原のグラウンドゴルフ場についてお聞きしますが、今グラウンド場の県の管理料が入っております。その下は親水護岸が入っております。そうした管理は、今まで県とのすみ分けがあると思いますが、従来どおりやっていかれるのかと、それとあと、町道も真ん中、町道が入っておるわけですが、その町道についてもこの管理の中に入るのかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） まず、町道については、建設水道課のほうで管理をしていただかなければならないと思います。

それから、河川の管理道についても、基本的には島根県の管理ということで思っております。ただし、エヌディーエスが今大野原の施設全体の管理をしていただいておりますので、刈っただいているという状況です。こちらから指示したわけでもありませんし、会社のほうの善意でやっていただいておりますということです。

ただ、これもエヌディーエスの社長のほうからいろいろ話はあるんですけども、この管理道の草刈りも、もうやれんということは聞いておりますが、だからと言って、うちがそこに、エヌディーエスにその分の経費を払ってということにはちょっとなかなかありませんので、それについては、今ああいう状況になっているのはエヌディーエスの善意でやっていただいているということで、今後がどうなるかというのはちょっと私もわかりかねます。

ただ、国道から見ると、あそこが荒れた状態になると大変見栄えが悪いということもありますので、その辺も懸念してエヌディーエスがやっていただいたということなんですけども、今後についてはまた、いろんなところとも地元の方とも話さなければならないかと思いますが、今後の課題かなというふうに今思っております。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田議員。

○議員（5 番 中田 元君） このグラウンドゴルフ場の指定管理と、それからもう一つ、大野原の運動公園全体ですね、のことなんですけど、トイレが普通、私も消防団の訓練等が、またほかのことで行っても、トイレが全部鍵かかっておるんですが、その辺のことは例えば行事がある。消防団の何ていうか操法訓練とかそういうときでも全部鍵かかっておって、なかなか利用できないというようなこともあるんですが、どちらかでもトイレの利用が自由にできるような指定管理の仕方というのはできないものか。できないのであれば、なぜできないかというところ、教えてくださいたいと思います。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） トイレの管理というのは、光熱水費を払ったりとか清掃したりとか、そういった部分での管理はあるんですけども、じゃあいつ開けていつ閉めるかというところまでは、具体的には仕様書には書いていないと思いますので、そういった大きな行事等があれば、直接管理者のほうへ事前に協議をしていただいて開けてもらうという形をとるということと、常時というのは、ちょっと管理者とも相談をしなければならないと思いますけども、そういった御要望があるんだということは、申し上げたいと思いますけども、ちょっと今後、協議をしていきたいというふうに思いますので、今ここで、じゃあはつきり 24 時間開けますよという、365 日 24 時間開けますということもなかなかちょっと言い切れないところがありますので、御理解いただければと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 9、議案第 69 号吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 10. 議案第 70 号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第70号吉賀町菌床しいたけ関連施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 次の71号にも関連があるんですが、エポックかきのきむらさんですが、この間の、先日の第三セクター等の経営状況について、ここに報告の中で、大幅な収支改善がなければ、債務超過に陥る恐れがあるというふうに書いてございますし、また経営状況の中で、深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃を含めた検討が必要ということが報告をされておりますが、これは、この報告書見たら非常に経営が厳しいというふうに、私、見たら素人でも思うわけですが、この70号と71号の施設につきまして、向こう5年間エポックさんのほうと契約をするということなんですが、それにつきまして若干、詳しい説明をお聞きます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

議員さんが言われたとおり、この間全協の第三セクターの報告書というのもありましたが、経営自体は現状では非常に厳しい状況にあると思います。

ただ、これが平成28年度までは改善計画には届かないにしても、徐々に改善してきておったんですが、もろもろのことが重なりまして大きな赤字を出したということでございます。

実際、道の駅にしても、施設でのお客というのは減ってきておられますんで、その辺での増益をすぐ見込むというのは難しいところもあるかと思いますが、そういう危ないようなところに大丈夫なんかということなんでしょうが、当然、地域の大きな資産でもありますので、続けていただく努力はしていただく必要はあろうかと思っておりますんで、産業課とも、実際それじゃあどういうふうに経営を改善していくかというのは、実際話はしております。ただ、具体的な方法等につきまして、まだ完全に決まっておる状況じゃございませんので、それについてはまた何かありましたら報告はさせていただこうと思っておりますが、とにかく危ない状況ではありますが、頑張っ

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 課長の苦しい答弁はよく理解できますが、5年ですね。ここにはっきりそううたってあるんです、厳しい状況が。それを、5年間契約をするということ、本当にこれは理解できるんでしょうか。今の課長の答弁では、今後いろんなことを改善していったら、改善が見込めるというふうな予想の上に、前提に立っての答弁と思うんですが、エポックかきのきさんは今、報告が出ておりますが、今後、状況がよくなるんでしょうか。

ここで、イエスかノーかというのは難しいと思うんですが、どう考えても5年のスパンというのは私は長いと思うんですが、非常に危ないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、私のほうからコメントをさせていただいて、後のところはまた担当といいますか、選定委員会のほうへコメントをさせます。

まず、三セクの全体の4つの団体の報告をさせていただいた、あの状況のとおりでございます。資本金1,620万円のうちの52.5%の850万円が吉賀町。半分少しを吉賀町が出資しているという団体でございますので、私も役員の1人として取締役会それから株主総会に出た折には再三再四、こういった状況だということで、その上でやはり今エポックさんが持っておられる改善計画書が、実は今年度末までなんです。ですから、今こういった状況の中で来年度以降どうするのか。その改善の計画書を早急につくっていただきたいということで、再三再四、会議のあるごとに申し上げておりますので、これは大半の出資をしている団体の1つとして、それは私はしっかり申し上げております。

ですから、今現場のエポックそれから当然、直接いろいろ事務的な話をしておる産業課のほうで、まずこの辺の協議はしていただいているものだろうというふうに思っております。ですから、エポック自体の経営改善、報告させていただいたように大変厳しい状況ではございますが、今からまた来年度以降の改善をしっかりしていただくということを申し上げて、それに応えていただけるような対応が出てくるんだろうと私は思っています。

それから、そういった状況なんですが、今回も指定管理の公募をさせていただいて、エポックのほうの手を挙げていただいて、申請をしていただいた。それに基づいて事前審査、そして書類審査ですね、それを経て選定委員会のほうで選定をしていただいて、その結果として今回この定例会にも上程をさせていただいているということでございますので、そういった御意見がどうであったかというところは、選定委員会のほうから少し、選定委員会のほうも代表が副町長でございますので、そこらあたりどういった状況であったということは、今からちょっと簡単に御報告をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） それでは、選定委員会の状況について御報告をさせていただきます。

選定委員会が、全ての団体でなんですけども、簡易の経営分析というのをやっておりまして、事前に商工会のほうでやっておりましたけども、数値的にはやはり非常に悪いという状況ではございます。他の団体との比較等も行った上で、結果的には今すぐどうこうという状況にはないということで、危険な状況にはあるけども、それだけ、指定管理を受けられないところまでも至っていないというか、そういう経営分析の判定結果もありましたので、それに基づいて選定委員

会のほうでは今回選定させていただいたという経過がございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 生シイタケの菌床生産施設に行くところの手前の橋の強度が不足をしていて、大型入れない状態というふうにお聞きをしておるところですけれども、向こう5年間今と同じ施設でどういうふうなことを予定をしているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。

議員が言われるとおり、もうあそこに渡る橋はかなり古くて強度もそれは当然落ちるところがあらうかというふうに思っておりまして、町の方でも橋梁の修繕工事はする必要があるという計画をもっておるようでございますが、実際ですね今、菌床生産施設のことでですね。菌床産施設自体の建物、中の機械、こちら議員さんにも見ていただきましたが、もう型式も古いですし、そこも更新をしていかないと、よその菌床施設、菌床には打ち勝っていくことも難しかろうということがありますんで、経営状況はこういう状況ではございますが、そういう新しい設備の導入もあわせて場所の検討もしておるという事実はございます。

その場合ですが、取りあえず5年はこれ上げておりますが、また何らかの場所へ変われば変更の手続は必要だと思いますし、議決をしていただくことにならうかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） この菌床施設で赤字になったという一因にその菌床のシイタケの価格が安かったという話をちょっと伺ってるんですが、価格が安くなるとエポックさんも大変でしょうし、それに納入されている生産者の方にも大きく影響してくると思うんです。

そういう生シイタケの最低価格とかいうことは無理かもしれませんが、いろいろとこういう大きなエポックさんが赤字になるとか、そのもとにはまた生産者の方々が大変苦勞されていると思うんです。

それで、昔これ菌床を始めるころに話があったような気もするんですが最低価格を保持してあげるとか、いろんなそういう部分もあったような気もしたんですが、そういうお考えのほうは今んとこありませんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 河村議員、今の質問はですね、議題とはちょっと関係ないようなんで返答は求めんでよろしいです。議題とちょっと離れとると思います。指定管理をするか、せんかちゅう話です。

○議員（7番 河村 隆行君） それで価格が安くなり、その収益も悪くなり、いろんなところで赤字も出てくるし大変で、これから先のシイタケの生産にも大きく響いてきて大変なことになるんじゃないかと思ひまして、こういう質問をさせてもらいました。

○議長（安永 友行君） はい、山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、議員さん言われたとおりシイタケの販売価格、これが昨年度は大きく市場価格ですが落ちたというのは大きな原因があります。本来１００円程度で１パックですね売れば利益が十分出てくるんですが、８０円台まで下がったということがございましたんで、実はシイタケ部門の収益も減ったということでございます。

ちなみに営業損益だけで見ますと今の菌床部門については、これは黒字なんですよ。で、もう一つのシイタケ販売につきましては今の価格が下がったということで、これは赤字に転じたということでして、この議案７０号にかかる施設につきましては例年でいきますと黒字だということでございます。まあ、一応２９年度決算もこの部門については黒字になっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。５番、中田議員。

○議員（５番 中田 元君） はい、先ほどの今の菌床シイタケの件で課長の返答でちょっとあったのでそのことについて、以前、議員のみんなで梶谷のほうに視察に行きましたが、橋の件からの答弁ですが、あの時見た時もかなりの施設が老朽化しとって、その時も確かもう建てかえなければならないというようなことを説明受けたと思うのですが、それから時もたっておりますが、きょうの答弁も考えねばならないというようなことを言われるんで、あれまだ相談の段階かとちょっと思ったもんでその辺ちょっと疑問な点、指定管理とは関係ないかもしれませんがその答弁について再質問です。

それで、菌床シイタケも私、あちこちにこう配って生産者の方がたくさんおられますが大変あの金額も安いとは言いながらおられますんで、その施設もかつきりしたものをつくるのなら早めにつくって、いい製品をつくるほうがいいんじゃないかなと思いましたので質問させていただきました。

○議長（安永 友行君） はい、山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） はい、それでは今の現状を申し上げます。

昨年ぐらいの段階では平成３１年度ぐらいには来年度ですね、施設のもう更新をしていこうという産業課のほうでは計画で進めておりました。

で、今現在そのエポックさんと町、それと島根県の林業の担当、それとまあ、あそこの主な取引先であります森産業さん、こちらのほうでそれではどの程度の施設をやっていけばいいのか、どういう設備でどういう菌をやっていけば経営でもまた上向くか、その辺につきまして協議をしております。ですから更新に向けての話はしておりますが実際、それでは何年度にやるかということには現在ないと、ただ、いい菌床をつくって、いいシイタケをつくらないとその産業自体も

新規就農者もふえてきませんので、その辺で考えますとなるべく早めに更新の方向で結論は出したいというふうには担当課のほうでは思っているところです。

○議長（安永 友行君） ありませんか。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 担当課長のほうからコメントございましたが、私は吉賀町が株主であるという立場から一言申し添えておくとするれば、菌床部門というのは本当にエポックの主力でございますんで、ここやっぱり核がしっかりすればほかのその営業エリアのほうにもいい循環ができてくるんだろうと思います。

確かに、施設も非常に老朽化をして、私も関係者の方と美東のほうへ新しい施設も視察へ行かせていきました。現場のほうでは更新に向けて協議もしているわけですが、先ほど言いましたようにまあ、エポック自体の全体の経営の状況を見る中で、私はやはり公の施設として更新をするに当たってはまず来年度——平成31年度以降こういった改革をエポックさんがされるのか、やっぱりそれをやっぱり見た上でないと施設の更新、いつどこへということは今の段階では私はやっぱり判断しかねるなと思ってます。

ですから、早い段階で何回も申し上げますけど、エポックさんの31年度以降の改善計画を思い切ったものをぜひ出していただきたい。私はそのように今、期待をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい、討論なしと認めこれで討論を終わります。

日程第10、議案第70号吉賀町菌床シイタケ関連施設の指定管理者の指定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで昼休み休憩に入ります。

午前11時56分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を再開します。

日程第 1 1. 議案第 7 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 1、議案第 7 1 号吉賀町地域食材供給施設及び吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 1 1、議案第 7 1 号吉賀町地域食材供給施設及び吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 7 2 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 2、議案第 7 2 号吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 1 2、議案第 7 2 号吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3. 議案第 7 3 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 3、議案第 7 3 号吉賀町福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 1 3、議案第 7 3 号吉賀町福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4. 議案第 7 4 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 4、議案第 7 4 号吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 1 4、議案第 7 4 号吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5、議案第 7 5 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 5、議案第 7 5 号吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようです。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 1 5、議案第 7 5 号吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6、議案第 7 6 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 6、議案第 7 6 号吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 1 6、議案第 7 6 号吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 77 号

○議長（安永 友行君） 日程第 17、議案第 77 号吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 17、議案第 77 号吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 78 号

○議長（安永 友行君） 日程第 18、議案第 78 号平成 30 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 18、議案第 78 号平成 30 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 79 号

○議長（安永 友行君） 日程第 19、議案第 79 号平成 30 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 19、議案第 79 号平成 30 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 80 号

○議長（安永 友行君） 日程第 20、議案第 80 号平成 30 年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 20、議案第 80 号平成 30 年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採

決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２１．議案第８１号

○議長（安永 友行君） 日程第２１、議案第８１号平成３０年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第２１、議案第８１号平成３０年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２２．議案第８２号

○議長（安永 友行君） 日程第２２、議案第８２号平成３０年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第２２、議案第８２号平成３０年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２３、議案第８３号

○議長（安永 友行君） 日程第２３、議案第８３号平成３０年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第２３、議案第８３号平成３０年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をしました。

日程第２４、議案第８４号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第２４、議案第８４号平成３０年度吉賀町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案については初日の答弁漏れがあります。６番、大多和議員の質疑で、障がい者総合支援センター整備事業の材料費による設計変更についてです。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。初日の大多和議員の御質問に対しての答弁ができませんでしたので、本日、お答えをさせていただきたいと思います。

予算書のほうは１１ページのほうになります。

障がい者福祉施設費ということで、障がい者福祉施設整備事業費、こちらのほうに建設工事費ということで計上させていただいております。この中の特殊建材等々を含んだもの、そのような建材を用いることによって事業費等々の変更が生じることにより、変更契約等が生じる可能性が

あるかというような趣旨の御質問であらうかと思っております。

設計業者のほうに確認をさせていただきましたところ、今回の仕様、積算等々につきましては、そういった特殊建材を使っているというようなことはないという回答がございましたのでお答えをさせていただきます。

ただ、何分、事業費について2カ年で4億円近く、工期につきましても10か月というようなところの非常に大規模な工事でございますので、いろいろな要因を考慮しての仕様設計というふうになっておりますけれども、今後、新たな課題等々が出てくる可能性というのはゼロではないというふうに思っております。

その際におきましては、当然、今後、議会の皆様に契約についても議決をいただくわけがございますけれども、そういった事態が生じた場合は、その都度説明なり、お諮りをしながら適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、答弁残りについてはこれで終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 16ページ、保健体育費の保健体育施設整備事業費、真田グラウンドの駐車場用地に関する不動産等調査委託料で119万6,000円出ておりますが、もう一度この件についての詳細の説明を求めます。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 詳細な説明ということでございますけれども、どこから申し上げていかわかりませんが、とりあえず参考資料の26ページを開いていただければと思います。

今、取得を予定しておりますのが、その図面に、ちょっと見にくいですが書いておりますところでございます。

この図面の元になっておりますのは、圃場整備のほうの土地利用計画図でございまして、その部分につきましては、一応、町のほうで取得をさせていただいて、真田グラウンドの駐車場とサブグラウンドに充てるということで圃場整備事業の担当課並びに県等とも協議をしてまいりました。

地元の方にもお話をさせていただいて、一応、今、換地計画をつくっておられるんじゃないかと思うんですけども、そういった方向で用地の取得がある程度のめどがついたというところで、どういうふうにその用地を取得するかというところで、公共用地を取得する方法としては、普通は従前地の状況で買収をすればいいことだろうと思うんですけども、こうして圃場整備の計画があるということで、圃場整備の換地計画の中で用地を取得したいというふうに思っておりまして、事業主体であります県と町の担当の建設水道課のほうといろいろ協議を重ねてまいりました。

圃場整備をするところで公共用地を取得しようとするといろんな方法があるということですが、いずれにしても、圃場整備が完了するのが今から何年かかるかわかりませんが、最終的に換地処分が終わるまでということになると、５年ないし１０年かかるんじゃないかというふうに思っております。

それを待っておりますと、結局事業に着手するのが遅れるというようなこともありまして、今回、異種目換地で真田グラウンドの事業を実施する町と圃場整備の実施主体であります島根県、それと、吉賀町土地改良区の三者で覚書を交わして、それに基づいて圃場整備が終わるまでのところで事業着手ができるという方法があるということございまして、それを実施したいというふうに思っており、今回、この予算計上となったものでございます。

それで、今回、予算を計上しておりますのは不動産等調査委託料ということで、不動産鑑定を実施するというものでございます。それで、従前地でいいますと、今、取得予定地が２０筆近くございまして、主には地目が田んぼと畑なんですけれども、通常で用地を取得すると、そういう買収もありますし、農地転用許可等も必要になってくるということでいろいろ問題があるんですけれども、圃場整備の中でやると、それが割と簡単にできるということございまして、その２０筆近くを今回不動産鑑定をして、それによって用地買収をするような形で用地代を決定して、それを三者で覚書をしたもので、一旦、土地改良区にそのお金を町から預けるという形になります。それで実際に事業に着手して、最終的に圃場整備が終わって換地処分をする段階になって、そのお金を地元で換地清算金として分けるというような方法です。そのための用地代を算出するために、今回、不動産鑑定を実施したいということでございます。

内容につきましては、実際にやろうとすると、やっぱり１筆ごとに不動産鑑定をする必要があるということなんですけれども、同じ場所で地目が同じであればほぼ同じ値段でいいのではないかとということで、２０筆近くあるんですけれども、今、田んぼ、畑、それから、雑種地の３種類の地目がありますので、それぞれについて不動産鑑定をやってもらうということで、同じ地目であればほぼ同じ値段でということで、今、お願いしようと思っております、その辺はまたこれからの地元との交渉にもなろうかと思っておりますけれども、そういった形で、とりあえず不動産鑑定を実施して用地代がどれぐらいになるのかというところを今回出して、来年度の新年度予算に用地代の予算を計上させていただいて、来年度、先ほど言いました三者契約を、覚書ですけども締結をして、お金を払って事業に着手したいというような流れでございます。

ちょっとややこしいので説明がわかったどうかわかりませんが、また再質問等していただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ２番、三浦議員。

○議員（２番 三浦 浩明君） 今の真田グラウンドですが、駐車場と真田グラウンドの面積をちょっと伺います。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 今、具体的に設計もしておりませんので、サブグラウンドが何平米で駐車場が何平米かというのは、なかなか具体的な数値はちょっと難しいんですけども、今考えておりますのは、先ほど参考資料の図面を見ていただきますと、矢印をつけておりますけども、そちら側が国道沿いになりますけども、国道沿いのほうの側はできれば駐車場にしたいというふうに思っております。要は柿木側のちょっと広いほうの土地がありますけども、この部分をどれだけサブグラウンドに取るかという所になろうかと思っておりますけども、これから用地の取得が完全に決まりましたら、その辺も検討をして造成の設計に入りたいというふうに思っております。大まかな考え方はそういう考え方で、具体的に何平米かというのは、ちょっと今は申し上げかねます。

○議長（安永 友行君） ２番、三浦議員。

○議員（２番 三浦 浩明君） 済みません。こまごまと。この六日市学園、真田グラウンドと白い枠になっています。白い部分があるんですが、これは六日市学園の学園も含めての敷地ということですか。感覚で言えば。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） まとめて書いておりますけれども、真ん中に学園の学の辺にちょっと黒い線があると思いますが、図面を見て、あれが真田グラウンドと六日市学園の学校の用地との境ぐらいになると思うんで、あの部分が両方とも入っているというふうに理解していただければと思います。

○議長（安永 友行君） ３番、桜下議員。

○議員（３番 桜下 善博君） １５ページの００４のところで、道路新設改良補助事業というのは、この間、鹿足河内１０号橋と報告されましたが、私も地元なんですけど、溝上に行って聞いても鹿足河内１０号橋と言ったら誰も知らないような橋なんで、普通、橋と言ったら大体分かるんですけど、地元の人に聞いても全く知らんような橋で、どうも調べたら鹿足河内の奥の奥の奥のまた奥がつくぐらいの橋なんですけど、ほとんどわたる人がいないんじゃないと思うんですけど、それでも改修の必要、設計委託、それでも必要なんじゃないかな。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

この鹿足河内は、営林署との併用林道という扱いになっていまして、奥部には国有林がございます。そういった関係で、木材等の搬出もございますので直してという考えですけども、基本的

には橋でございますので、この橋はⅢの判定をいただいた橋でございます。Ⅲというのは、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの判定がありますが、Ⅳは御存じのとおり非常に危険であるという。Ⅲというのは、早いうちに直したほうがいい、簡単に言いますとそういう橋で。

今回、前回のところで説明をさせていただきましたけれども、塗装等についてはこれから検討していかなくちゃいけないということで、鹿足河内１０号橋につきましてはⅢが出ている橋であるということと、床版橋というふうにコンクリートの橋でございます、そういった部分が一切かわりがないという橋でございます。直していくということに変わりはありませんので、そういった橋を選ばせていただきました。

それから、１０号というぐらいですから、かなり奥でございます。これはもともと名前がない橋でございました。橋梁点検をするようになったのは、１回目の１巡目が平成２５年でございます。それから、直接目視で今回２巡目、直接目視ですと１巡目、３０年度で終わりますけれども、そのときの２５年のときに名前がないと点検ができませんので、私が１０番目にある橋なので１０号というふうに便宜上つけさせていただきました。

というぐらい奥の橋でございます。繰り返して申しわけございません。奥部には営林署等がございまして重要な橋でございますので修理をしていくという考えでございます。

○議長（安永 友行君） １番、松蔭議員。

○議員（１番 松蔭 茂君） １４ページの橋梁維持管理費のところ、解体するのに低濃度のＰＣＢが見つかったので、ちょっとやりますと。この塗装でＰＣＢがあるというのは初めて知ったようなことなのですが、ああいう橋とか、要するに鉄骨の部分というのは多少のものにはあるわけですけど、今後、そういう可能性が出てくると思うんです。塗装を剥ぎよったら。錆どめの部分と思いますが。今後も出るということは、予定が橋にしても、建物解体にしても、以前の石綿と同じように発がん物質ということであると思うんですが、そういうのを実際にやろうと予算を立てたんだけど、そういうことがわかったからというようなことで、このたびはそうだと思うんですが、そういう可能性があるということになれば、事前に予定されておられるようなものを削ってみるということをやらにやいけんかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃいますとおりに、今後、ＰＣＢの調査につきましてはかけていかないとはいえないというふうに思っております。来年度の当初予算には予算化させていただいて調査をさせていただければというふうに思っております。

ちなみに対象の橋梁については、年度が前回申し上げましたように４２年から４９年ごろというふうに申しましたけれども、建設省とすれば４１年から４９年までのところでは調査が出ます

ということでございました。そのあとの部分については、前回も言わせていただきましたけども、出てきていることがあるということがありましたので、余分を見させていただいて、大体、吉賀町では21橋ぐらいの対象の橋があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

対象となる年度にかかっている橋につきましては、そういった部分で来年度のところで予算化をさせていただいて、事前の調査をさせていただいて、そして、あるかないかを確認して、ある場合につきましてはそれなりの対応、今、言いましたような剥落防止の対策等も必要になってまいりますので、そういった対策を十分にしながら工事のほうを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 15ページの道路新設改良補助事業費の、先だつての説明のときにちょっと聞きもらしたもので、このことについて、もう一度詳細説明をしていただけませんか。004の補助事業費、6,100万円。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは15ページ、目で言いますと道路改良新設改良費でございます。右のほうをみていただきまして、004、道路新設改良補助事業費でございます。6,100万円という工事でございます。設計料といたしまして計上しておりますのが、栃木橋、三之瀬橋、そして、今、お話をさせていただきました鹿足河内10号橋でございます。

この工事につきましては、判定がⅢという橋でございます。その橋につきましては、補修の設計業務を発注をさせていただきたいということでございます。

それから、その下の解体撤去工事でございます。高尻の立道橋でございます。これは判定Ⅳとされた橋梁でございます。現在は全面通行どめにさせていただいている橋でございます。上流部には新しい橋がかかっておりまして、地元との協議も済んでおりまして、地元からも同意をいただいているという関係がございます。立道橋につきましては撤去ということで、この漁期が明けましてから工事に入らせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第24、議案第84号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25．発議第4号

○議長（安永 友行君） 日程第25、発議第4号消費税率10％への増税中止を求める意見書（案）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。提出者に対しての質疑はありますか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） この税金が上がるということは誰もがおもしろくないと思うんですが、この消費税の使い道、目的税ではないと思うんですが、よく言われているのは、社会保障費がどんどんふえるから消費税を上げるんだという話を聞くんですが、その辺の関連といたしますか、わかりますか。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 消費税だけで社会保障費を賄うことは到底不可能なことです。で、そのように理解をしております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 当然そうでしょうが、今までお国のほうの説明では1％上げれば2兆何とかというのが言われておりました。それが、社会保障費が上がるからそれも上げるというのを一般的に言われておったんで、どのくらいかというのはちょっとわからんと思うんですけど、この消費税だけで社会保障費が賄えないというのを言われたんですが、関連というのは間接的にはないわけですか。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 関連とか、間接とか、ちょっと質問の趣旨がいまいちわからなかったんですが、例えば前回国政選挙がありましたときに、自民党は消費税のうちの多くを教育・子育て関係に使うというふうにやって選挙をされたわけですけども、そのようにして、消費税の使い道について、税収という1つのかたまりの中の消費税であるというふうに理解をしております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第25、発議第4号消費税率10%への増税中止を求める意見書（案）を採決します。この採決は挙手によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第26. 人権擁護委員の推薦の件について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第26、人権擁護委員の推薦の件についてを議題とします。

このたびお手元に配付したとおり、田原和之氏を候補者として推薦したいとして意見を求められております。

なお、答申案の朗読については省略をさせていただきます。

ここでお諮りをします。本件は、お手元の答申案のとおり、意見を付して答申したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。日程第26、人権擁護委員の推薦の件については、お手元の答申案のとおり、意見を付して答申することに決定をいたしました。

○議長（安永 友行君） それでは、以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

御苦勞でございました。

午後1時45分散会
